満洲国の出版法制と出版物目録

岡村　敬二

一

はじめに

戦前期、日本の支配下にあった関東州および満鉄沿線附属地、さらにその後1932年３月に傀儡国家として建国されることになる満洲国の出版の歴史については、それを通覧できるものはいまだない。

『満蒙年鑑』『満洲年鑑』や『満洲国現勢』に各年の出版関連記事や関連団体の記事も掲載されるが断片的なものである。時代が下がって康徳６（1939）年12月、出版物の流通のために満洲書籍配給株式会社（満配）が創設されその機関誌『満配月報』（のち『書光』と改題）が継続刊行されることになるが、これも日本にはほとんど所蔵がない。『満洲日日新聞』などの新聞にも断続的に記事が載るがこれも体系的なものではない。『満洲読書新報』といった雑誌や『書香』『新京図書館月報』など図書館の広報誌にも出版関連の記事は出るが、それとて単発的で系統的なものではない。

また、出版関連の法令については、『満洲国政府公報』で公示されそれらは『満洲国法令輯覧』など法令集に収載されて、これにより法令の概要はつかめるが、出版関連団体の規約や成立事情を知るためのまとまった資料は、一部『弘報関係法規集』（国務院総務庁弘報処 康徳８年）などを除けば充分には存在しない。さらに出版物の納本やその検閲、それら資料の収蔵に関しても、各官署の報告が『満洲国現勢』などに散発的に掲載されるものを別にすれば、その事情を詳細に記したものはない。

このように、戦前期満洲地域の出版事情を明らめるにはまだまだ資料的にも不充分であり、論述するには不安定な状況にあるというのが実際のところではある。そしてまた、そもそも満洲国において、いわゆる「出版活動」といえるものが存在したのか、といった根源的な問いが脳裏をよぎりもする。しかしながらこうした実情にあることを認識しつつ、これまでみることができた資料を関連付けながら、ここでは『満洲国出版目録』の解題として、主として満洲国で刊行された出版物をできるだけ総体的に知ることができる目録類について述べていくこととした。これら目録類の復刻や「解題」が、まだまだ未開拓である戦前期満洲国などの出版研究の一助となればと願うからである。

さてその満洲国における出版の歴史についてであるが、そこにはそんなに多くの話題があるというわけではない。基本的にはそれは規制・統制の歴史である。そして、出版物についても、満洲国官庁や国策会社資料室、調査機関や図書館などにおいて刊行された刊行物は比較的多岐にわたるのだが、いわゆる民間の出版社というのも、あまり育ったわけではなくその刊行点数もさして多くはなかった。

ここでまず、満洲国の出版物について考えるにあたって、その歴史性ゆえの前提的なことがらをいくつか確認しておきたいと思う。その第一は、その時代この地域で刊行された出版物は、当時現地に存在した図書館や資料室などに収蔵されはしたものの、それら出版物を責任持って収集し保存する責任機関が存在していなかったという点である。満鉄沿線地域の資料および満洲国時期の資料についても、それらは満鉄大連図書館や奉天図書館などに比較的多く所蔵されたと考えられるが、それとて満鉄社業の図書館であり、収集に責任を持つというわけではなかった。満洲事変ののち、戦火にまみれようとした四庫全書や清朝実録を保全し東北大学や萃升書院などに分散していた資料を保存・整理しようと創設された満洲国立奉天図書館を別にすれば、満洲国における国立図書館としては、康徳５（1938）年に設置が決定された満洲国立中央図書館籌備処まで待たねばならなかった。後述のようにこの籌備処は、機関誌『資料公報』（継続前誌『資料戦線』）に康徳８（1941）年９月分から「満洲国内普通出版納本月報」を掲載し、その役割を担おうとしたが、その籌備処創設までの期間については空白のままであり、満洲国の出版物を収集し保存しようとする国立図書館は存在しなかった。

第二はこれら出版物の継承とその後の保存についての歴史的経緯である。満洲国などにおいて刊行され、その時代の図書館や資料室などに収蔵されてきた出版物は、日本の敗戦とともに中国側に接収され、それらは現在中国に遺されている。そしてこれら出版物は、満鉄大連図書館の蔵書についてその多くを大連市図書館が継承したということを別にすれば、戦前期に満洲国で出版された刊行物を含めて集積されてきた資料群は、各地の図書館や研究機関に分散して保存されるに至っている。それらは戦後哈爾浜に創設されその後に瀋陽に移動した東北図書館に集積され、1955年６月にはその一部が北京図書館や中国人民大学図書館・東北人民大学図書館等、さらに吉林省図書館や黒龍江省図書館などに配分されることにより、戦前期に集積されてきた出版物は、その当時の機関から大きく移動して現在保存されているという経緯である（岡村敬二「戦後東北三省における旧日本語資料関連略年表」『「満洲国」資料集積機関概観』）。つまり戦前期の資料集積機関と現在の保存機関とが大きく異なって保存されているのである。そしてそれら

の一部は、中国の図書館などで除籍され、古書市場にも流通するに至っている。

このような状況のなか、戦前期満洲国などの出版物について概要を把握する手立てのひとつは、現在中国に遺されている出版物を概観することであろう。その方法としては、2006年に刊行された『中国館蔵満鉄資料聯合目録』をながめてみることである。これは索引も含めて30巻にわたる大冊であるが、ただこの中には、満洲国などで刊行された出版物だけでなく、日本で刊行されて満洲国などに移入され集積されてきた日本の出版物の所蔵も含まれていて、満洲国などの出版物を一覧するという意味ではすこし煩雑である。また1981年から、東北地方の所蔵分を中心とした聯合目録として『東北地方文献聯合目録』が刊行されているが、この目録に各図書館所蔵と記載されていて2006年版『満鉄資料聯合目録』には所在が落ちている資料も数多くあり、そういう意味からすれば、この『東北地方文献聯合目録』もまだ利用価値があり、両者を併用して確認することが必要であろう。

また満洲国などの出版物を概観するためのふたつ目の方法は、当時の図書館や資料室・文化機関などの蔵書目録をみることであろう。満鉄大連図書館の蔵書目録は大部のものであり複製版も刊行されているが、ほかにも当時図書館や満洲国各官署・国策会社などでは蔵書目録や資料目録が編纂され刊行されていた（岡村敬二「満鉄図書館刊行物一覧」『遺された蔵書』所収、「満洲における資料集積機関・蔵書目録一覧」『「満洲国」資料集積機関概観』）。

このように満洲国などで刊行された出版物については、現在の所在目録や当時の蔵書目録によりその概要を確認することはできるのだが、その全体像を把握するべき正統な方法は、出版統制を行なうために官署が実施した検閲に付随して編纂される「検閲目録」、資料収集に責任を持つ国立中央図書館編纂の納本目録、さらに出版団体が編纂する刊行目録などをみることであろう。しかしながら国立中央図書館や出版団体の設立は満洲国建国後かなり経過した時期のことであり、その目録は十全のものではない。そして「検閲目録」についても、民政部警務司が康徳元（1934）年７月から月刊で刊行していたようだが（『官公署刊行図書館目録』第一号所載）、それはあまり流通していないようで、その現物もまだ確認できていないのが実情である。

ここで述べた三つの方法のうち最後のもの、つまり国立図書館などが刊行する納本目録、出版団体の編纂する「出版目録」、また検閲のために納本されたり、その後図書室に所蔵となり資料活用のために編纂された目録類などは、このたび金沢文圃閣で復刻された（『満洲国出版目録』全30巻）。ただ先に述べたように、それらは満洲国の出版物を概観するには十全たるものではない。空白期間があり、また一般に頒布もなく資料自体が未発見のものもある。満洲国で刊行された出版物の全体像を概観するにはまだ道のりは遠く、その見取り図という段階であるが、その意義を認めて刊行することとしたというのが版者の言である。

この論考にあっては、「検閲目録」が不明のなか、ともあれ満洲国での出版法制や納本に関わる満洲国の官署を概説したうえで、さらにそれら納本出版物が収蔵された後の活用過程での目録編纂を検討し、それとともに今回一部ながらも復刻される「納本目録」などについてその概要を論述していく。満洲国などの出版の歴史やその実態をまだまだ総合的系統的にみることができない実情にあって、この論述が今後の研究の一助となればと考えている。

二

出版法

満洲国の出版物は、大同元（1932）年10月13日に公布された出版法により規定され統制される（教令第103号、『満洲国政府公報』第59号 大同元年10月24日）。まずこの出版法を手がかりとして考えていくこととしたい。ただこの法令は、のちに官庁の機構変更により随時改正されていくことになり、したがって後に『満洲国法令輯覧』などに収載された場合には、改正後の条文が載ることになるが、ここでは大同元年に制定された法令にしたがって論述していく。

この法令に署名している大臣は、国務総理鄭孝胥・民政部総長臧式毅・司法部総長馮涵清である。そしてその出版法の第一条にはまず出版物の定義が書かれ、第二条において出版物の区分がなされる。その区分によるとこの法令が適用される出版物は、新聞紙・雑誌・普通出版物の三種である。つまり、満洲国の出版物は、この新聞紙・雑誌・普通出版物の三者に区分して統制され、また各種「納本目録」も、この区分に従い編纂されることになる。

このうち前二者の新聞・雑誌については法令の第二章に定められる。そこでは、新聞・雑誌を発行しようとする者は、題号、掲載事項の種類、時事に関する事項掲載の有無、発行の時期、発行所および印刷所の名称と所在地、発行人編輯人および印刷人の原籍住所氏名生年月日を記して民政部総長に許可を申請するものとされている（第９条）。これら許可の状況については、『満洲国政府公報』や『民政部旬刊』などにおいて公示された。またここに区分として出ている、時事に関する事項掲載の有無というのが、満洲国の定期刊行物の統制にあたっての大きな区分になる。その新聞・雑誌が時事問題を掲載するかどうかということが、統制にあたって重要な要因の一つであるからである。そしてこの区分は、今回復刻されるいくつかの目録のなかでも、「時事掲載のあるもの」「時事掲載のないもの」という形式であらわれるが、それはこの出版法の規定によっているのである。

もうひとつ、満洲国の出版物を検討していくにあたって注意をしておきたいのは、「官署ニ於テ発行スル出版物」に対してはこの出版法は適用しないとされていて（第7条）、これら官署において発行するいわゆる官庁刊行物については、発行と同時に製本二部を民政部総長に送付しなければならないこととなっている点である。つまり官庁刊行物は、検閲にかからない出版物として、民間のものとは別立てであり、それらも民政部総長に送付されていたのである。

表１　出版関係略年表

1906(明治39)年	12月	営業取締規則（関東都督府府令27号）、新聞発行に関東都督府の許可が必要
1925(大正14)年	５月	普通出版物取締規則（関東庁令第30号)、普通出版物は届出制、新聞雑誌は営業取締規則に準拠、時事関係記事掲載は保証金千円
1932(大同元)年	３月	満州国成立
	６月	満洲国立奉天図書館開館
	10月	満洲国出版法（教令第103号)、新聞紙・雑誌発行に治安部大臣の許可　輸入の新聞紙雑誌取次は届け出（関東州と同調）
1934(康徳元)年	12月	関東庁図書館、旅順図書館と改称
1936(　３)年	９月	株式会社満洲弘報協会創立
1937(　４)年	３月	満洲図書株式会社法
1938(　５)年	８月	満洲国立中央図書館籌備処設置を決定
	12月	官庁出版物編輯人倶楽部結成
1939(　６)年	１月	新京資料室聯合会発足
	11月	于長運（民生部)・栄厚（満日文化協会)・柿沼介（満鉄大連図書館)・衛藤利夫（満鉄奉天図書館）らの発起で満洲図書館協会設立趣意書配布
	12月	満洲書籍配給株式会社設立
1940(　７)年	１月	民生部に文化科、文化股・施設股・映画股・保存股
	２月	満洲出版協会の結成協議
	５月	関東州出版協会設置
	12月	満洲弘報協会解散、国務院総務庁弘報処の組織と権限が拡大
1941(　８)年	１月	国務院総務庁分科規程
1943(　10)年	３月	満配、新京資料室聯合会に参加し「図書特別配給要綱」を提示
1944(　11)年	７月	中央図書館籌備処の肝煎で満関資料連絡協議会開催、新京資料室聯合会を解散し満洲資料室聯合会を発足
1945(　12)年	１月	関東州資料室聯合会設立準備会
	１月	満洲国弘報処、出版配給整備要綱を実施、出版文化研究所の開所
	８月	日本敗戦
1946(昭和21)年	３月	民主政府が哈爾浜市接収、哈爾浜市図書館（蔵書28,500余冊）をも接収
1948(　23)年	２月	東北図書館籌備処成立（哈爾浜一曼街、哈爾浜市図書館東楼、元紅卍字会旧址）蔵書約８万冊
	11月	瀋陽解放、「国立瀋陽博物院籌備委員会図書館」(省館東院張学良旧宅）接収
1949(　24)年	１月	哈爾浜図書館所蔵の大部分の図書11万冊及び備品を瀋陽に移動
	２月	東北図書館を瀋陽に開館
1955(　30)年	６月	東北図書館所蔵日文図書資料のうち複本の一部を北京図書館・中国科学院図書館・中国人民大学図書館などに割当支給。以後吉林省図・黒龍江省図等にも移管
	10月	東北図書館、遼寧省図書館と改称

満洲国においては、これら官庁刊行物はさかんに出版されるのだが、それらはあとで述べることになる官庁刊行物目録として結実し刊行されていくことになる。そしてそこに出稿した官庁の各部局資料室は、その後他の国策会社資料室・図書室などと相計って新京資料室聯合会を結成し活発な活動を展開していくに至る。さらにこの新京資料室聯合会が、総務庁の発行元を引き継ぐかたちで、この官庁刊行物目録出版の発行元になっていく。

つぎに出版法に定める「普通出版物」であるが、これは、新聞・雑誌に該当しない文書図書のことをいい（第２条)、発行人は発行日よりも三日以前に民政部警務司に製本二部を納本し、著作人連署のうえ民政部総長に届け出しなければならないとされていた。つまりこれら普通出版物もひとまず、民政部警務司に納本されて検閲を受けていたというわけである。

建国当初にあってはこれら納本資料のその後の所蔵の移動はかならずしも明らかではない。ただ、組織機構上では当初法制局に附置されていた統計処が大きな位置を占めていたのではないかと予想される。というのも、この統計処の収蔵資料がのちに国務院文庫と称して文庫化されるからである。この統計処の官制は、大同元年３月９日（公布）として定められるが（教令第９号)、それは機構上の上部組織である法制局官制（教令第８号）とは別に定められている。つまり統計処は、職分上は完全な独立機関で、法制局の一分科というわけではなかったのである。

この統計処では、各官署の統計報告や統計材料の収集審査、『満洲国年報』や『新聞雑誌重要記事録』編纂などを担当していた（『満洲国現勢 建国―大同２年度版』)。そして法制局附置から総務庁直属へと組織変更なったその統計処から、建国以来康徳元（1934）年11月末までに統計処に受入れた資料および各官公署所蔵資料のうち統計処に報告があったものを収載した『政府各官公署保存資料目録 康徳元年11月底』 が康徳2年4月に刊行されており、そこには補遺として康徳元年12月から2年2月末までの受入資料が付載されている。つまりこれが、この時期の満洲国各官公署所在目録を兼ねた国務院統計処の所蔵目録ということになる。

国務院文庫

そしてこれらの資料は国務院文庫として継承される。この国務院文庫とは、将来政務参考図書館とする予定で、満・日・欧の参考資料収集を目的として法制局統計処に設置されたものである（「序言」『満洲帝国国務院文庫蔵書目録康徳５年末現在』)。大同２（1933）年度からは約３万円を支出して諸外国の統計資料を収集することとなった（『満洲国現勢 建国-大同2年度版』)。この文庫は、その後に企画処・情報処から移管の希望を受けたが、元来総務庁や各部署への資料の提供を任務とするとの理由で移管せず、結局康徳4（1937）年１月の機構改革によって秘書処に移管となり、ここで国務院文庫と呼称されることになる。同年７月の秘書処廃止により後継の官房文書科の管理となり（院令第11号、『満洲国政府公報』第976号 康徳４年７月１日)、国務院総務庁分科規程では、官房文書科の職掌として、第４条第10項の、政務概況その他諸記録の編纂に関する事項および11項の図書・旧記その他参考資料の蒐集管理に関する事項として示される（「彙報」、『満洲国政府公報』第976号 康徳４年７月１日)。そして康徳６（1939）年『満洲帝国国務院文庫蔵書目録 康徳5年末現在』は同科により編纂され刊行されることになるのである。

この『満洲帝国国務院文庫蔵書目録』は、先の統計処編纂『政府各官公署保存資料目録 康徳元年11月底』の分類の細部を修正しながらもおおむねその分類を継承し、統計処の所蔵分を採録し、あらたに収集した資料を加えたものになっている。また（筆者未見であるが）この目録には続編があり、『満洲帝国国務院文庫蔵書目録 追録（和書之部)』が、同じく 国務院総務庁官房文書科編輯で刊行されている（『東北地方文献聯合目録』には1943年刊　長春図書館所蔵として収載されるが『中国館蔵満鉄資料聯合目録』には記載がないようである)。

三

官公署の出版物

これより先の康徳２（1935）年７月24日、各官公署に対して国務院訓令第27号をもって、官公署刊行図書目録を編纂発行するため「刊行図書調査表」を作成して国務院に送付すべきことが張景恵国務総理の名で命じられている（国務院訓令第27号、『満洲国政府公報』第412号 康徳２年７月26日)。この目録は、官公署で刊行された図書類が官民で利用されつつあるものの、まだまだ周知されないものも存在していることから、その業務上の参照に資すること、相互に協力しあうことを目的に編纂するとされていた。そ

表２　関係官署変遷表

大同元年　７月５日	資政局弘法処は廃止
大同２年　４月１日	総務庁情報処として復活
康徳２年　11月８日	法制局統計処から総務庁統計処
康徳４年　７月１日	民政部は民生部と改称、総務庁秘書処は総務庁官房、総務庁情報処は弘報処と改称。また軍政部は治安部と改称されて、これまで民政部警務局の管轄であった治安警察・行政警察は治安部へ。
康徳７年　12月28日	弘報処官制改正、治安部の検閲および、郵政総局の放送の監督等を弘報処へ所管換え

してこの訓令には「官公署刊行図書目録刊行要項」が附され、官公署において図書を刊行した場合は別紙表式により「調査表」を作成し、かつ当該図書を一部添付して国務院総務庁秘書処文書科に送付するものとした。なおここで「図書」というのは、「一般刊行物ノ外冊子（パンフレット）地図等ヲ含ム」ものとされるが、別紙表式には「定期不定期欄」が設けられその記入例に、日刊・週刊・旬刊・月刊・年刊など記載するよう要請されており、ここにはいわゆる定期刊行物も含まれていることが見て取れる。

この訓令に基づいて集約された調査表や送付図書は、康徳３（1936）年３月『官公署刊行図書目録 第１号 大同元年３月－康徳２年６月』に反映されて刊行成った。

続いて『官公署刊行図書目録 第２号 康徳２年７月－康徳３年６月』も刊行される。そして筆者未見であるが、康徳５年刊の『官公署刊行図書目録 康徳５年10月－12月』も刊行され（『中国館蔵満鉄資料聯合目録』に採録）、その後もこの『官公署刊行図書目録』は、時期を追って刊行されていたと思われる。

新京資料室聯合会

康徳５（1938）年の末、新京中心に所在するこれら官公署および会社資料室などは、資料の有効な活用と協力体制を確立するために準備会を開催し、翌年１月18日、新京資料室聯合会を結成するに至った（岡村敬二「新京資料室聯合会の創設と活動」『「満洲国」資料集積機関概観』）。この聯合会の「趣意書」では、満洲国建設のこれまでの過程も周到な調査と研究があったればこそ可能であったと強調し、さらにその調査・研究にあたっては、資料が演じた役割が重大であったと、その自負の程を記している。そして近年では、新京においても各官署や国策会社、諸機関が業務を整備しはじめ、資料に対する要望も切実となってきたこと、それゆえ資料の運用を有機的ならしめる必要があり、そのことにより新京の各機関の収蔵資料を「一大資料トシテノ機能ヲ発揮」させることができると、その役割の重要性を述べている（『新京資料室要覧』康徳６年12月）。

この新京資料室聯合会は、資料収集だけでなくその整理や利用までの諸活動を念頭においた図書室・資料室の連合体であったが、その資料目録や所在目録の編纂にたいそう熱心であった。次にあげる康徳6年度版の資料目録では新京資料室聯合会がその版者となり、この目次を兼ねた参加箇所一覧の第一には、総務庁官房文書科（統計処の後継）国務院文庫があがっており、これまで総務庁統計処や官房文書科が編纂を担当してきた官公署刊行資料目録の刊行活動を聯合会が継承したことを示している。以下現物の確認できているものを年代順にあげると次のとおりである。

『官庁会社刊行資料目録 康徳6年度』 新京資料室聯合会 編輯人山崎末治郎 康徳7年4月

これは聯合会に参加している35箇所を目次となし、調査の時点は、機関ごとには異なるが、おおむね康徳６年12月である。

『官庁会社刊行資料目録 康徳７年度』 新京資料室聯合会（新京特別市図書館内）編輯人山崎末治郎 康徳８年８月

ここでは、聯合会に入会している機関だけでなく各地の主要機関分も掲載される。収蔵は、康徳７年１月－12月とされるが10月現在というものも多い。聯合会会員外の機関、つまり前年に掲載されなかった機関については遡及して収載することになっており、刊行物の網羅性に配慮している。

『官庁会社刊行資料目録 康徳８年度』 新京資料室聯合会（満洲国立中央図書館籌備処内）康徳９年９月

康徳８年１月から12月にいたる期間の刊行物を収録している。なお「例言」に、資料の蒐集、編輯については新京特別市図書館員の献身的な奉仕による旨の記述がある。

『官庁会社刊行資料目録 康徳９年度』 新京資料室聯合会（満洲国立中央図書館籌備処内）康徳11年２月

康徳８年版の目録以降の康徳９年１月から12月までに刊行された資料を収録。

『官庁会社刊行資料目録 康徳10年度』 新京資料室聯合会（満洲国立中央図書館籌備処内）康徳11年４月

康徳10年１月から12月までの刊行資料である（この10年度の目録の「例言」には、「十年度目録に掲載せし以後のものにして康徳九年一月より十二月に至る一ケ年の刊行出版」とあるが、収載資料をみてもこれは「康徳十年」の誤記であろう考えられる）。

ここで注目しておきたいことは、康徳７年度版では、その版者である新京資料室聯合会の事務局が新京特別市図書館とあるが、康徳８年度版では、それが満洲国立中央図書館籌備処に移動しているという点である。さらにこの8年度版の「例言」には、その資料蒐集・編輯について新京特別市図書館員が献身的に奉仕したとある。これはちょうどこの時期、新京資料室聯合会の事務局が満洲国立中央図書館籌備処へと移る過渡期であることを示すと同時に、こうした目録類編纂の責任が、満洲国立中央図書館籌備処へと移行したという事実を物語っているといえよう。

なおここに出る満洲国立中央図書館籌備処というのは、康徳６（1939）年６月に官制を整えて創設された図書館で、満洲国待望の国立中央図書館であった。籌備処とは準備室のことで、創設時それは国務院分館内に設置され、この時期からようやく国の中央図書館として、満洲国において刊行された資料についてもその責任を持つということを意識し、その活動を開始しはじめたと考えてよいのではないか。

ここまでいささか細部にわたって論述してきたが、出版法において適用除外となっていた官庁刊行物については、建国当初から総務庁統計処がこのようにしてその出版物の実情については所管し、各官署の刊行物や収蔵している出版物を目録化することでその任を果たし、国務院文庫が設置され、その文庫も包括する形で、他の官庁図書室・会社資料室をも組織化しつつ新京資料室聯合会が創設されたこと、そしてその目録編纂事業などもこの新京資料室聯合会に継承されるに至ったとみてよいだろう。そしてこれら資料的な中心機関としては、当初は法制局統計処、その後の機構の異動により総務庁秘書処、総務庁官房文書科と所管のかわっていく「国務院文庫」、そしてさらにその後新京資料室聯合会の創設以降にはこの聯合会が目録編纂の事務を受け持ち、その実務は当初は新京特別市図書館が受け持っ

ていたが、満洲国立中央図書館籌備処が創設されることでこの籌備処へと随時変遷していったとみてよいのではないかと思う。

四

普通出版物

ここまで、官庁刊行物を概観しながらその収集や活用、目録編纂について述べてきたが、もうひとつ出版法に規定された普通出版物の統制についてはいかがであったろうか。

出版法では、出版物の定義と種類を述べたあとの第4条で、禁止すべき掲載事項を八項にわたって列記してある。それらを示すと、１．国家組織の大綱を不法に変革しまた国家存立の基礎を危殆させる事項、２．外交や軍事上の機密に関する事項、３．国交上に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、４．犯罪を扇動曲庇しまた刑事被告人や犯人を賞恤陥害する事項、５．公開しない訴訟の弁論、６．民心を惑乱しまた財界を攪乱するおそれのある事項、７．検察官や警察の職務を執行する者が差止した事項、８．その他安寧秩序を乱し風俗を害する事項、であった。

このように検閲と統制を全うするために、新聞・雑誌を発行しようとする者に対しては、題号などを記し、発行人・編輯人連署のうえ履歴書を添えて民政部総長への許可申請が求められ（第９条)、一方普通出版物については発行日より3日以前に、民政部警務司へ製本二部を納め、著作人連署の上で民政部総長に届けるべきものとされていた（第22条)。ちなみに、この新聞・雑誌の許可申請先は、康徳7(1940）年12月に、弘報処権限一元化を目的とした職掌変更により国務総理大臣へと改定され、民政部警務司への納本についても、納本先は総務庁弘報処へと改定されている(勅令第388号、『満洲国政府公報』 第2005号 康徳7年12月28日)。

このようにこの法令は、基本的には出版統制のためのそれであったのだが、この条文からは、普通出版物は建国当初、民政部警務司に二部納本され、そこで検閲を受けていたということが知れる。そしてこの警務司での検閲を経た資料は、先にも少し述べたように、統計処およびその後の国務院文庫に収蔵されたのではないかと推測される。その理由の第一は、出版法の適用外であった官庁刊行物も納本されていたこと、そして統計処官制第2条の統計処掌管事項として、各官署統計報告および統計材料の蒐集および審査とあげられていて、この統計処では熱心に資料収集とその活用が図られていたという事実である。第二は、後で述べる国立中央図書館籌備処が「満洲国内普通出版納本月報」を掲載し始めるにあたって、納本・検閲済みの国内普通出版物を弘報処（民政部警務司から変更となった）から譲り受けて目録を編纂したと記していること、である。つまり納本され検閲された資料は、その部署に留め置かれることなく、他の機関に収蔵されたということであり、その収蔵先として、図書館籌備処創設に至るまでの間は、国務院文庫が一番可能性は高いと予測されるのである。

そして康徳6（1939）年になり、満洲国立中央図書館籌備処の官制がととのい、それが国立図書館としての機能を徐々に発揮し始め、資料の収集についてもその責任機関としての任務を果たしていくこととなる。さらに康徳９年８月４日には、十四庁舎が新たに国務院分館として順天大街に建設されることになり、籌備処はこれまでの興仁大路第十二庁舎から移転した。そしてこの新たに建設された国務院分館において、国務院文庫の資料も、籌備処の資料と併置されて研究者に公開されることになる（「彙報」、『資料公報』 第３巻第９号 康徳９年９月)。つまりこれまでの国務院文庫と、あらたに収集された籌備処の資料とが、国務院分館において別々に配架されて研究者の利用に供されたということである（なお国立図書館としての籌備処創設とその後の活動については大場利康「満洲帝国国立中央図書館籌備処の研究」『参考書誌研究』 2005年に詳述される)。

満洲国立中央図書館籌備処と「満洲国内普通出版納本月報」

さてこのように満洲国立の中央図書館として徐々にその活動を軌道に乗せてきた籌備処であるが、この機関誌『資料公報』(『資料戦線』 の後継）康徳８（1941）年11月号から「満洲国内普通出版納本月報 ９月」を掲載し始めることになる。この「納本月報」の掲載を始めることになった同号の「編輯後記」には、この民間出版物の目録を掲載する事情について述べられている。それが満洲国の納本および検閲の事情を簡明に整理して示しているので、以下それを箇条書きにして掲げ、それに沿いながらそれぞれの機関や目録について説明を加えていくこととする。なおこの民間出版物というのは、言うまでもないことだが、出版法の適用除外とされている官公署刊行物以外の、出版法で規制の対象となっている新聞・雑誌および普通出版物のことである。さて「編輯後記」が記しているのは次のとおりである。

１．満洲国内において民間出版物を毎月まとめて公表するものは二種類あり、総務庁弘報処刊行の『検閲月報』と満洲図書配給（ママ）株式会社刊行の『満配月報』である。

２．『検閲月報』は納本をもれなく掲載しているが、「検閲行政上の機関雑誌」で秘扱い資料として頒布範囲が限定されているため一般に入手しがたい。

３．『満配月報』は頒布範囲が広いが、国内出版物の掲載は主要なものだけであり内容的にも網羅的でない。

４．籌備処はこの国内普通出版物の検閲済みの納本を弘報処から受けているので、これを基礎にして、総覧的な目録を作成して機関誌『資料公報』に掲載することとした。

５．この目録は、納本を網羅していること、および『資料公報』の頒布が日満両国に広範にわたっていること、この二点において、先行二者の存在にもかかわらず掲載する意義があると考える。

６．民間出版物のうち、定期刊行物については、建国大学研究院編「満洲国定期刊行物一覧 其１」(『研究期報』 第１輯 康徳８年５月）に付載されており、また統計的資料については、国務院総務庁統計処『満洲重要統計資料便覧』

(康徳８年６月）があり、政府官署ならびに特殊会社等の統計年報類がまとめて採録され、最新かつ詳細な文献であることを付記する。

７．参考までに、関東州管内の普通出版物の納本月報については、毎月『旅順図書館報』に掲載されている。本誌掲載の満洲国内の納本月報と旅順図書館の関東州管内の納本月報とを併看すれば満洲における出版物の状況を容易に知ることができる。

「編輯後記」をまとめると以上のようになる。ここには満洲地域における納本目録の事情が要領よくまとめられている。以下、この叙述にしたがって主として普通出版物について説明をくわえていくことにしたい。

『検閲月報』

まず総務庁弘報処の『検閲月報』である。この『検閲月報』についてはまだ現物をみることができないでいるのだが、その刊行については、『官公署刊行図書目録 第一号 大同元年－康徳２年６月』に採録されている。それによるとこの目録は、民政部警務司特務科の編纂で、用語は中文・日文、刊行は康徳元年7月からとなっている。この所管の民政部とは地方行政の枢要を担う機関とされ、警務司は国内の治安対策を担当する部署であった。またこの『検閲月報』は月刊の非売品で、「発行所発售所（販売所)」は新京民政部警務司と出ている。これは「発売」としての記述ではなく領布としてのそれであろうか。またこの『官公署刊行図書目録』の「凡例」には、「機密以外ノ図書（冊子地図等ヲ含ム)」についてこの送付の図書と添付原稿をもとにして目録を編纂したとあり、さらに残部がない場合や寄贈に応じない図書には◎が附されることになっているのだが、この『検閲月報』にはその印がない。そうしたことから考えると、この『検閲月報』は少なくとも刊行当初は、かならずしも「秘扱い」というわけではなかったのかも知れない。

なおこの「編輯後記」には総務庁弘報処発行と説明されてあるが、これは納本先部署が、改称および変更があったからである。つまり、建国当初は民政部警務司であったものが、康徳4（1937）年 7月1日に民政部が民生部と改称となりまた軍政部が治安部と改称されて、この民政部警務局の治安警察・行政警察の検閲業務が治安部へと所管換えとなったこと、そしてそれがその後康徳7年12月28日 の弘報処官制の大改正により文化統制を一元化した弘報処へと所管換えとなり、『検閲月報』が弘報処の編纂発行となったことによっている。

出版物の検閲と所管

ここでこの検閲業務の所管などについて、その担当の変遷をいま一度まとめておきたいと思う。

建国当初から、国内の治安維持は民政部警務司の担当であり、そのうち集会結社言論統制については高等警察が受け持っていた。そして出版法に定められているように、建国当初から出版物はこの警務司に納本されて検閲を受けていた。大同元（1932）年３月９日公布の国務院各部官制で民政部警務司は、総務司など六司の一角を占め、治安警察の事項・行政警察の事項を掌管した（教令第６号、『満洲国政府公報』第1号 大同4年4月1日)。具体的な任務はその後の民政部分科規程で定められ、その第3章警務司では、警務司に総務科・特務科・保安科・外事科・督察室・偵緝室を置くとされ、そのうちの特務科が、１．集会結社の取締りに関する事項、２．図書出版および著作に関する事項、３．新聞雑誌の検閲に関する事項、４．思想労働社会等運動の取締りに関する事項、５．警察情報に関する事項、６．その他高等警察に関する事項を受け持つものとされている（彙報、『満洲国政府公報』第６号 大同元年５月10日)。このように出版および検閲についてはこの高等警察が担当し、反満抗日を煽動する団体を取締り、集会結社について秘密結社は原則禁止とし、政治公事に関するものは許可主義をとって統制を行なっていたのである（『満洲国現勢 建国－大同２年版』)。

大同元（1932）年10月に出版法が制定されたが、この法令について、『満洲国現勢 康徳3年版』の民政部「警察行政の業績」の「特務警察状況」の項でふれられている。それによると、建国以来言論機関による反満抗日の宣伝が満洲国の発達の障碍になってきていて、新聞や雑誌等の出版物を取り締る必要を痛感し、政府当局が教令をもって出版法を公布したということである。そしてこの出版法制定により、これまでに発刊されてきた新聞・雑誌においても出願の手続きをとらせることとし、「その質を選んで若干の淘汰を加へ、（中略）必要缺くべからざるもの以外は成るべく新規の発行は許可せざる方針」（『満洲国現勢 康徳3年版』）と厳格な許可主義をもって臨み、出版物の統制をおこなった。この出版法執行の所管は警務司であったのである。

その後も新聞雑誌など定期刊行物は許可主義、普通出版物も「発行前納本せしめて内容検閲を行い取締りを施行」するなど、出版法にしたがって出版物の統制が行なわれてきた（「出版物取締」『満洲国現勢 康徳４年版』)。そして康徳4（1937）年６月５日には国務院官制が改訂され７月１日から実施される（勅令第119号)。その内容は、総務庁情報処が弘報処と改称されることであり、その弘報処の管掌としては、世論の指導や文芸・音楽・演劇・映画・唄片・図書等の普及、弘報機関の指導監督などと並んで「出版物、映画其ノ他ノ宣伝物ノ取締ニ関スル事項」が明記されるに至るのである（国務院官制22条)。

こうして総務庁弘報処は、言論に関する権限や統制を徐々に強めていくことになる。具体的に弘報処は、「国内言論機関及刊行物・映画等一切の統制或は指導を目的としてこれが取捨選択を行い、経営の援助を与へ、国策的見地よりこれが健全なる運営を助成する」（「弘報機関の監理」『満洲国現勢 康徳５年版』）と、言論や刊行物・映画などの表現活動についても、統制・指導を行なうこととなったわけである。それは「情報事務規程」としても定められ、各部大臣や長官、各省長、新京特別市長らはその主管の政務情報や一般民心の動向や世論の趨勢に関する情報については

国務総理大臣に提出すべきとされ、この情報蒐集整理保管通報は弘報処長がその責任者であるとされた（国務院訓令第61号、『満洲国政府公報』第978号 康徳４年７月３日）。

ただもちろん出版物の取締り自体については、従来どおり民政部から移管となった治安部警務司が担当ではあった。その治安部では、集会結社の取締りを行い、出版物の取締りについては、出版法に基づき、定期刊行物は許可主義、普通出版物は発行前納本制により内容検閲をも担当していた。そして徐々に増えつつあった中国などからの輸入出版物に対しては、各要地に検閲係員を派遣し、厳重に検閲を行なったりもした（「特殊警察業績」『満洲国現勢 康徳5年版』）。

康徳５（1938）年になり総務庁弘報処は、日満検閲事項統一の観点から、新京において検閲会議を開催し、報道についても円滑化を期すために検閲担当の治安部において禁止事項の整理をすることとした（『満洲国現勢 康徳６年版』）。そしてこの検閲会議は、翌年には毎月一回の日満弘報連絡会議として開催されていく。満洲国側委員は、総務庁次長・弘報処長・治安部次長（検閲発行）・交通部次長（放送）・協和会といった言論や出版に関する所管官庁の責任者で、弘報処はこうした会議を主導するなど、ますます権限を強化していく。また弘報処は、満洲弘報協会による新聞統制のほか、出版に関しては図書配給会社の設立を促進し、これは康徳６（1939）年の満州図書配給株式会社の設立として実現させる。一方治安部の特務警察にあっても、国内出版物の漸次増加や日本・中国から輸入される出版物の増加もあり、「検閲警察の業務漸く重きを加へつつ」ある（『満洲国現勢 康徳7年版』）、とその検閲業務自体は治安部が担当するという、いわば複線状態にあったのである。

一大文化統制部署としての弘報処

そして康徳７（1940）年12月28日の国務院官制第22条改正に至り、出版物の取締りについても弘報処の管掌として明記されるにいたる（国務院官制中改正ノ件 勅令394号、『満洲国政府公報』 第2005号 康徳12年12月28日）。

ここまで述べてきたように、これまでの文化行政は、民生部・交通部・治安部・外務局および国民動員組織である協和会などでそれぞれに展開され統制が行なわれてきたのだが、この弘報処の機構改革により文化行政は統合され一元化されることとなった。

翌年１月には「国務院総務庁分科規程」も定められて、弘報処は第一から第四までの参事官室が置かれる（彙報、『満洲国政府公報』第1905号 康徳８年８月16日）。第一参事官室は、弘報機関の指導監督、第二参事官室は世論の指導や文芸・美術・音楽・演劇・映画・唱片・図書等の普及に関する事項など、第三参事官室は、出版物・映画その他の宣伝物の取締りに関すること、さらに出版法に関する事項、第四参事官室は、情報の蒐集や整理、通報に関することなど、がそれぞれの担当とされた。

このように、この時期の文化行政が弘報処に一元化され権限が強化されることになるのだが、従来の弘報処にどんな問題点があり、またなぜこのように一大統制部署として弘報処を設置する必要があったのかについて、弘報処みずからがその理由を示した文章があるので、それを引きながら説明していく（以下「弘報機構の統合について（一）（二）」、総務庁弘報処編輯『旬報』31・32 康徳７年12月21日・康徳８年１月１日）。そこではこれまでの弘報処の問題点などが次のように語られる。

従来の機構上の欠陥の第一は、弘報処が検閲権をもたないという点である。これまで新聞・雑誌・図書その他の出版物および蓄音器のレコード等は出版法により治安部警務司特務科検閲股が取締りをおこなってきたが、このうちの新聞以外の出版物やレコードは検閲股が直接検閲を行い、差押えの執行については警察官署が行ってきた。新聞はといえば発行地の警察官署が検閲して発行停止・差押えを行なった。映画については検閲股が直接検閲その他の取締りを行なっていた。一方放送および通信については電気通信法により交通部郵政総局の指揮を受けて各地郵政管理局が取締りを行っていた。つまり各地放送局の放送プログラムに対する内容指導・検閲は放送局所在地の郵政管理局が行なうことになっていた。さらに国内や外国の通信記者・新聞記者の各本社宛て報道用電報に関しては、その電報局管轄地の郵政管理局職員が出張して検閲を行なっていた。このように言論・表現媒体によってその検閲体制がばらばらであり、弘報処自身が検閲権を持たないために通信・新聞・放送・映画の内容について包括的に指導することが困難であった。

第二には、弘報処は通信社・新聞社や記者に対する権限を持たないということである。これまで各新聞社は、満洲弘報協会が資本保有することにより協会が各社を監督し、その満洲弘報協会を弘報処が管理することで結果として間接的に監督し通信社・新聞社・各記者を指導してきた。しかしながら報道という重要な任務を担う通信記者を統制する法令もなく記者に対する監督ができない状態にあった。

第三に弘報処は文化行政権をもたない点である。音楽・美術・演劇・絵画・図書・レコードなどは、国民にとって情操を高めるべき大切なものであるがその所管は民生部文化科にあった。こうした領域の活動は文化工作と宣伝と結合させてその発達をはかるべきであり、それゆえこの種の文化行政は活発な活動を行なえなかったと述べている。

こうした「欠陥」に鑑み、弘報処は国務院官制第22条を改訂し、まず外務局から対外宣伝事務を吸収し、民生部文化科からは文化行政のうち文芸・美術・音楽・演劇・唱片・図書など「動的文化」（なお図書館・博物館・天然記念物保存関係は「静的文化」とされ民生部文化科の管轄のまま）、さらに治安部より新聞・通信・映画・出版に関する検閲事務、交通部より放送・ニュース通信の検閲事務を吸収したのである。そしてその結果、この総務庁弘報処が一大官署として現出し、出版行政ほか各種文化事業の統制をおこなうこととなった。そして、これまで出版法の職掌として治安部警保局が保持してきた出版警察権や、出版物・レコード等の検閲および取締り、映画法に規定される映画の検閲

など、治安部大臣の権限とされてきたことがらは、出版法や映画法を改正することにより、すべて国務院に集中して国務総理大臣の権限とし、国務総理大臣が出版物および映画その他の宣伝物に関して警察権をもつこととなったのである。

満洲書籍配給と『満配月報』

つぎに『資料公報』(康徳８年11月号）の「編輯後記」に言及のあった満洲書籍配給刊行『満配月報』について述べる。

満洲書籍配給は通称満配といい、日本の日本出版配給の日配と並び称される。康徳６（1939）年３月７日付で総務庁において決定された「書籍雑誌配給機構整備要綱」および12月26日に決定された民生部の「満洲書籍配給株式会社設立要綱」にもとづき、12月27日に満洲国準特殊会社として設立となった（『満洲国現勢 康徳10年版』）。

それまでにも康徳４（1937）年には、満洲国出版法改正案起草にあたって書籍輸入業者・取次業者・小売り業者に対して繰り返し調査も実施され、11月に配給網確立予備会議が国務院弘報処・満洲国通信社・満洲事情案内所・満日文化協会・満洲行政学会の代表者により開催され、その配給の体制が検討されてきた（『満洲国現勢 康徳６年版』）。つまり当時の満洲国での図書の配給については、教科書（満洲図書が配給)、新聞社（満洲国通信社が統制)、出版業者、書籍取次店などが日満入り乱れていて統制を欠いており、さらに満洲国内での出版はまだまだ弱体で、輸入出版物についても建国精神にもとるものも輸入されている現実の中、配給会社設立が急務であるとされたのであった。そして、満洲国政府の教科用図書の発行や発売、国策優良図書の編集・翻訳・出版・販売などのために康徳４（1937）年４月に設立されていた満洲図書株式会社の姉妹会社として、この満洲書籍配給株式会社は創立されたのである（『満洲国現勢 康徳６年版』『満洲国現勢 康徳10年版』）。

そしてこの満配の機関誌が『満配月報』である。この『満配月報』は康徳７（1940）年８月の創刊で、康徳10(1943）年５月に『書光』と改題され、満配と満洲出版協会両者の機関誌となった。この誌評が『満洲読書新報』第71号（昭和18年7月）に載っているが、そこに引用された『書光』の「後記」によると、この改題によりこの機関誌は、雑誌としての品格や香りに置いて一段の高さを目指したという。確かにその言はあたっているようだ。系統的ではないが手元に持っている『満配月報』『書光』の複写分をみても、例えば康徳９（1942）年４月号の『満配月報』は70数ページ、櫻庭政雄「大衆雑誌編輯談義」が読物としてあるだけで、あとは「国内出版図書目録」「満文新刊図書目録」「北方関係書案内」「満洲出版文化普及聯盟」「近刊図書案内」「文協第五回推薦図書」「東京支社便リ」「文部省推薦図書」「雑誌発送豫定表」「日本書籍省別配給部数」「日本雑誌省別配給部数」「店頭文藝欄」といった図書案内や目録・統計類から構成されている。一方『書光』の康徳11（1944）年８月号をながめてみると、黒石寿「総力戦と満文図書」、金井抗三「満洲出版界の展望」、大内隆雄「満系文化財の展望」と巻頭から並び、書評特輯として、大西篤太郎・松下勇二・中村俊夫・坂本四郎・八木あき・竹内正一・中川一夫・宇佐美淳夫、そして八木橋雄次郎「満洲と少国民文化」、竹田浩一郎「生活科学の書」、筒井俊一「少国民出版について」、さらに「出版協会彙報」「編集後記」といった充実のラインナップであった。

さてこの『満配月報』には、満洲国で刊行される民間出版物を中心とした「国内出版図書目録」が掲載されている。しかしながら、先の『資料公報』の「編輯後記」がいうように、それは刊行された出版物のすべての掲載ではなく、目録から主要なものを抜き出した「摘要」であることは確かなようである。手元の『満配月報』康徳９年4月号と『資料公報』康徳９年４月号の「満洲国内普通出版納本月報」二月分とを比較して確認してみると、『満配月報』では22点の掲載であるが、『資料公報』はそれが類分けされて掲載されて95点におよぶ。『満配月報』に掲載されている出版物は、冒頭の一冊を除いてすべて『資料公報』に掲載されている。この一冊というのは総務庁弘報処の出版物で、これは出版法適用除外の官庁刊行物のはずであり、満配が配慮をして掲載したのではないかとも推察できる。さらに『資料公報』には、『満配月報』ではおおむね削除されている中国語の図書や哈爾浜で刊行されたロシア語の図書も採録されている。

このように、この『資料公報』に掲載される出版物目録が網羅的であるということは確かである。籌備処は国立中央図書館として、納本され検閲済となった国内普通出版物を弘報処から譲り受けているので、こうした網羅性が可能となったわけである。またこの『資料公報』の「編輯後記」では、頒布が日満両国に広範にわたっていると述べられてあるが、確かに我が国でもその所蔵機関は比較的多く25箇所（NACSIS　2007年９月13日現在)、また中国でも９箇所（『東北地方文献聯合目録』）に所蔵されている。

こうしたことから、この『資料公報』が満洲国において出版され納本された資料の一覧を掲載することは、この「編輯後記」が言うように意義あることではあった。ただやはりこの掲載時期以前の出版物については遡及して掲載されることもなく、その概要を知ることができないのが残念ではある。

満洲図書館協会機関誌『学叢』

「満洲国内出版納本目録」は満洲図書館協会の機関誌『学叢』にも掲載される。この満洲図書館協会は、康徳6(1939）年11月に、図書館・民衆教育館事業の発達と会員相互の親睦を図る目的をもって創設された事業団体で(「満洲図書館協会会則」『学叢』創刊号 康徳7年)、協会の会員内訳は、満洲国図書館員61、民衆教育館54、官庁・協和会40、会社・公社21、満鉄・満鉄図書館34、等であった（『学叢』第１巻２号)。

この満洲図書館協会の創設については、早くに昭和12(1937）年12月の治外法権撤廃つまり満鉄諸機関の満洲国への移譲以前の、いわゆる満鉄図書館時代からその呼びか

けがなされていた。ただ満洲国政府当局は、提案者の満鉄図書館業務研究会委員会と、「協会」という字句の概念をめぐって対立し頓挫したとされる（「満洲図書協会への期待」『満洲読書新報』35号 昭和15年２月）。その後満鉄図書館についてはその多くが満洲国へと移譲となり、図書館の研究会体制も大きく変わることになる。このうち満洲国の図書館振興については、「満洲国の図書館に関する座談会」(1938年６月)、「満洲国第一回図書館長懇談会」(1938年９月）などが開催されて満洲国の図書館振興が図られる。そしてようやく康徳６（1939）年11月になり満洲図書館協会設立趣意書が配付されて創設となる。その発起人に21人が名を連ねるが、そのうち図書館関係では、満鉄大連図書館長柿沼介、満鉄奉天図書館長衛藤利夫、国立中央図書館籌備処長薄田美朝の三者だけであり、あとは満洲国官署や機関、協和会や満日文化協会などの責任者・担当者が連なっている。この満洲図書館協会の機関誌が『学叢』であり、康徳７(1940）年５月の１巻１号から康徳８（1941）年10月の３号までが確認されており、これらとは別に特輯号として「康徳10年度 第二回全国図書館大会記録」が康徳11（1944）年６月に刊行されている。

そして、先の籌備処『資料公報』の「編輯後記」には言及がないが、この『学叢』創刊号にも、「満洲国内出版納本目録」康徳６年７月から９月までが、月ごとに分けて掲載され、その月の分としては、民間ニ於テ発行シタルモノ・官署ニ於テ発行シタルモノ・発行ヲ許可シタル新聞紙および雑誌と区分して掲載される。第2号は、10月から12月までのもの、第３号は「国務院弘報処納本摘録（４月分)」として、日文之部、満文之部、鮮・露・蒙・英文之部、が掲載される。これは康徳８年の４月分で、「摘録」とあり、また前号からの継続掲載となっていないが、中央図書館籌備処の「納本月報」が康徳８年９月からの掲載なので、この『学叢』の採録はそれに先行するものであった。この満洲図書館協会も、康徳８年４月と康徳10年６月の２度の図書館大会を開催し、『学叢』も確認できているところでは３号までのようであり、その活動は十全なものではなく敗戦を迎えることとなった。

五

建国大学研究院編「満洲国定期刊行物一覧」

普通出版物の記述から満洲国の検閲まで一息に述べてきたが、もちろん検閲は定期刊行物にもおよんでいる。ここで満洲国において刊行された雑誌などの定期刊行物についてふれておく。

『資料公報』の「編輯後記」では、建国大学研究院編「満洲国定期刊行物一覧 其１」に言及して、新聞雑誌類はこの一覧があるので採録をしないことにしたと述べているが、これは先の出版法でいう民間出版物のうちの新聞雑誌類にあたっている。

この建国大学とは、民族協和を建学精神として康徳５(1938）年に新京に設置された大学で、満洲国発展の原動力となる人材を養成する大学であった（建国大学については、宮崎恵理子『建国大学と民族協和』がくわしい)。この建国大学研究院編「満洲国定期刊行物一覧 其１」は、「建国大学研究院 調査資料目録Ⅰ」として『研究期報 第一輯』(康徳８年５月）に掲載されたものであった。

康徳８（1941）年４月の日付を持つ建国大学研究院資料室名の「まへがき」には、「満洲並びに東亞関係の資料を調査発表して、いささかながら学界の要望に応えん心構え」であるとその意気が示され、その最初の試みとして満洲において定期的に刊行されつつある新聞・雑誌・年鑑・調査彙報類を目録として掲載したと述べられている。またこの編纂にあたっては、総務庁弘報処図書班から貴重な資料が提供され、その他の官庁・特殊会社・商工公会等は煩雑な問い合わせに対し丁寧な回答を寄せてくれた、とも記されている。この総務庁弘報処とは、言うまでもなく康徳８年1月から機構改革により警務司から変更されて納本先となり検閲を行なうこととなった部署である。

このように建国大学においても、総務庁弘報処から納本された新聞雑誌など資料の提供を受けて「定期刊行物一覧」を編纂したのだが、こうした建国大学研究院資料室の言と、「普通出版納本月報」に新聞雑誌類を採録しないことにしたと述べる中央図書館籌備処とこの位置取りには、いささか微妙なものを感じ取ることができる。というのも、満洲国立中央図書館籌備処を創設するにあたっては、新京に一大国立図書館を設立するという民生部案と、建国大学設立要綱の中に掲げられた案との二案が並立して譲らなかったという経緯があったからである（この経緯は前掲大場利康「満洲帝国国立中央図書館籌備処の研究」に詳しい)。

結局この対立については、康徳５（1938）年８月の国務院水曜会議において両案を綜合することで、国務総理大臣の監督下に政務の参考と学術の研鑽とに資すべき一大国立図書館を設立するということで「国立中央図書館籌備要綱」が決定された（「国立中央図書館籌備処概要」『資料戦線』創刊号 康徳７年８月)。そしてその「籌備要綱」には、この国立中央図書館の機能として、政府および協和会の諸機関、なかんずく建国大学研究院、大陸科学院、諸大学その他高度な研究調査機関の利用に供することを主眼とし、なお一般公衆の高度な調査研究にも利用させる、とその機能を併記するに至ったのであった。こうした国立中央図書館籌備処の創設事情を勘案して、ここにあげた籌備処の「普通出版納本目録」掲出や建国大学の「定期刊行物一覧」編纂、さらに『資料公報』の「編輯後記」の書きぶりなどを考えてあわせてみると、そこには図書館籌備処や建国大学それぞれの自負がうかがわれるとともに、これら籌備処創設の経緯もいささかの影を落としていると言えるのではないかと思われる。

さてこの建国大学研究院であるが、続いて『研究期報』第二輯に「満洲国定期刊行物一覧 其二　附・関東局・満鉄関係」を掲載し、地方官庁・協和会地方本部および外郭団体、関東局関係、満鉄関係の刊行物を追加分として採録することで、この時期の定期刊行物目録編纂を終えている。

年鑑掲載の満洲国「定期刊行物一覧表」

年度ごとに発行されている『満洲年鑑』には「出版物」などの項目が設けられており、これも参考になる。そこには取締法規や新聞事業・雑誌事業などの記事が載るが、あわせて「満洲国民間定期刊行物一覧」も掲載される。この年度ごとの定期刊行物一覧とその調査時点を次に示しておく。

『満蒙年鑑 昭和7年版』
昭和6年8月末現在「定期刊行物」
　時事に関するもの 55種
　時事に関せざるもの 220種
『満日年鑑 昭和10年 康徳2年』
昭和9年9月15日現在「日本側発行時事掲載出版物一覧表」
昭和9年9月15日現在「日本側発行定期出版物一覧表」
康徳元年7月末現在「(満洲国側) 民間定期刊行物」
康徳元年7月末現在「満洲国政府諸機関定期刊行物」
『満洲年鑑 昭和11年 康徳3年』
昭和10年９月末現在「日本側定期刊行物一覧表 (時事掲載)」
昭和10年８月末現在「日本側発行定期刊行物一覧表 (時事不掲載)」
康徳２年９月１日現在「(満洲国) 民間定期出版物表」
康徳２年９月１日現在「(満洲国) 政府諸機関定期刊行物表」
『満洲年鑑 昭和12年 康徳4年』
昭和11年９月現在「日本側発行定期刊行物一覧表 (時事掲載)」
昭和11年９月現在「日本側発行定期刊行一覧 (時事不掲載)」
康徳３年９月現在「(満洲国) 民間定期出版物表」
『満洲年鑑 昭和13年 康徳5年版』
昭和12年９月現在「日本側定期刊行物一覧表 (時事掲載)」
昭和12年９月現在「日本側発行定期刊行物一覧表 (時事不掲載)」
昭和12年８月末現在「大使館管下定期刊行物一覧表」
康徳４年９月１日現在「(満洲国) 民間定期出版物表」
康徳４年９月１日現在「(満洲国) 政府諸機関定期刊行物表」
『満洲年鑑 昭和14年 康徳６年版』
康徳５年６月末現在 時事掲載物「満洲民間定期出版物一覧表」
康徳５年６月末現在 時事無掲載物「満洲民間定期出版物一覧表」
昭和12年９月現在「日本側定期刊行物一覧表 (時事掲載)」
昭和12年９月現在「日本側発行定期刊行物一覧表 (時事不掲載)」
＊「日本側定期刊行物一覧表」は昭和12年９月現在とあるが、同年現在である前年度の一覧とは異動があり、「昭和13年９月現在」の誤記であろうが、そのままに記述した。
『満洲年鑑 昭和15年 康徳7年版』
康徳６年３月「満洲国民間定期出版物一覧」
　A　新聞紙　(イ) 時事を掲載するもの
　　(ロ) 時事を掲載せざるもの
　B　雑誌　(イ) 時事を掲載するもの
　　(ロ) 時事を掲載せざるもの
『満洲年鑑 昭和16年 康徳８年』
康徳７年３月現在「民間定期出版物」
　A　新聞紙・通信　(イ) 時事を掲載するもの
　　(ロ) 時事掲載なし
　B　雑誌　(イ) 時事掲載あるもの
　　(ロ) 時事掲載なし
『満洲年鑑 昭和17年 康徳９年』
康徳８年４月現在「民間定期出版物」
　A　新聞紙・通信　(イ) 時事を掲載するもの
　　(ロ) 時事掲載なし
　B　雑誌　(イ) 時事掲載あるもの
　　(ロ) 時事掲載なし
『満洲年鑑 昭和18年 康徳10年』
康徳９年10月末日現在「民間定期出版物」(註) 但し関東州を除き満洲国内出版物のみ
　A　新聞紙　(イ) 時事を掲載するもの
　　(ロ) 時事掲載なし
　B　雑誌　(イ) 時事掲載あるもの
　　(ロ) 時事掲載なし
『満洲年鑑 昭和19年 康徳11年』
康徳10年10月末日現在「民間定期出版物」(註) 但し関東州を除き満洲国内出版物のみ
　A　新聞紙・通信　(イ) 時事を掲載するもの
　　(ロ) 時事掲載なし
　B　雑誌　(イ) 時事掲載あるもの
　　(ロ) 時事掲載なし
『満洲年鑑 昭和20年 康徳12年』　[「一覧」の記述はない]

六

『満洲重要統計資料便覧』

『資料公報』の「編輯後記」では、統計的資料を編纂した国務院総務庁統計処『満洲重要統計資料便覧』(康徳８年６月刊行) について触れているが、これは満洲国内の政府官庁ならびに特殊会社、民間諸団体に照会して編纂した統計年報類の目録であり、康徳8 (1941) 年３月現在のものである。「編輯後記」はこれが最新かつ詳細な文献であると述べるが、これ以前の康徳4年12月に同じく統計処から『満洲重要統計資料便覧』が刊行されている。この康徳４年版の「序言」には、統計処が「夙に満洲国統計の統制官庁として、満洲国内の統計資料を総括公表する意図」をもって編纂したと、同処が統計についての責任官署であることを示したうえで、資料収集にあたっては満洲調査機関聯合会加入機関の協力を得た、としている。

この満洲調査機関聯合会とは、満洲国調査活動の有機的連関をはかるため、関東軍参謀部の肝煎で結成されたもので、まず康徳２ (1935) 年５月満洲調査機関懇談会を結成、翌年３月２日の第11回懇談会をもって第一回幹事会とし、規約、参加機関、幹事などを決定して満洲調査機関聯合会として誕生した。康徳８ (1941) 年６月20日の総会決定「満洲調査機関聯合会規約」によれば、この参加機関は、つぎの36機関であった。関東軍参謀部・大日本帝国海軍武官府・関東局官房文書課・満洲国総務庁企画処・統計処・大陸科学院・地政総局・興安局・治安部警務司・民生部官房・経済部官房・交通部官房・興農部・司法部官房・外務局・建国大学・大同学院・満洲帝国協和会・興農合作社中央会・満洲糧穀株式会社・満洲穀粉管理株式会社・満洲特

産専管公社・満洲生活必需品会社・満洲繊維聯合会・日満商事株式会社・満洲電信電話株式会社・満洲電業株式会社・満洲労工協会・満洲中央銀行・満洲興業銀行・満洲拓殖公社・満洲重工業株式会社・満州鉱業開発株式会社・満鉄調査部・満鉄鉄道総局調査局・満鉄新京支社（『調査』第１巻第１号 康徳８年７月)。

七

「関東州管内普通出版物納本月報」

先の「編輯後記」は最後に参考までに、と記して、満洲国外の日本の租借地である関東州管内の出版物に触れて、この関東州の普通出版物の納本月報が毎月『旅順図書館報』に掲載されていると述べる。旅順図書館は大正７（1918）年に関東都督府博物館分館に設置された図書閲覧場に始まる。幾度か移転と改称をして昭和４（1929）年博物館から独立し、関東庁図書館、昭和９（1934）年12月に機構改革により旅順図書館となった（岡村敬二「『旅順図書館報』からみた旅順図書館」『朱夏no.12』)。この『旅順図書館報』は昭和12（1937）年１月の創刊で、件の「関東州管内普通出版物納本月報」は昭和14年８月発行の第３巻８号から掲載される。

関東州における州立図書館建設の要望などはこれまでも出されていたが、結局旅順図書館が関東州の図書館としては一館のみであり、関東州における出版物に対して責任を持とうとしたのであろう。

こうして、『資料公報』の「満洲国内普通出版納本月報」と『旅順図書館報』の「関東州管内普通出版物納本月報」をもって、ようやくその地域で刊行された出版物の全容を図書館刊行の納本月報で知ることができるようになったといえるのである。

八

むすび

ここまで満洲国および一部関東州において編纂刊行された出版目録について概説してきた。この満洲国刊行図書・雑誌については日本の年鑑類にも一部採録がある。ただそれらについては、日本語図書の主要なものだけであったり、「満文」と称される中国語の資料の採録はされなかったりで、いずれにしても不十分なものである。ただ、満洲国刊行図書・雑誌がこうして当時の日本で紹介されていたということを周知しておくことも意味あることではあろう。

近年、図書館等の各機関が所蔵している図書・雑誌について、その書誌情報を参加館が作成し、ウェブ上で検索する総合目録といった方法が通例となってきた。これはもちろん、所在目録という性格が強く、図書・雑誌の総体を示すものではないが、結果としては、書誌の全体に近いかたちで現出することとなっている。また、中国東北地方所蔵分や満鉄資料という限定があるものの、この解題の序の部分で紹介した二種類の旧日本語資料の「聯合目録」もアナログ媒体ではあるがそうした総合目録と言ってよいだろう。

ただ、こうした各機関からの下からの積み上げといった総合目録という形式であっても、その背後には、国であれば全国書誌作成といった書誌作成の責任機関が存在していることもわすれてはならないだろう。書誌の全体をめざしてそれを見晴らすこと、この全体への志向と、総合目録の積み上げという作業、これが書誌の総体をつかむための両輪であると考える。かつてのオトレの壮大な「世界書誌」「世界図書館」への試みは、こうした分担と共同化の作業により克服されてはいったが、やはり書誌総体への志向というのは貴重なものであることには変わりはない。この満洲国の出版目録刊行が、満洲国で刊行された資料の総体を把握するという作業の里程となればと念じるばかりである。

本稿は、2008年８月刊行の岡村敬二編『満州国出版目録』（金沢文圃閣刊）に付載の「解題」である。本目録は全８巻で、官庁刊行物編、統計資料編、民間出版物編から成っており、「満洲国」時期に刊行された刊行物のいわば全国書誌を編成しようというもので、最終の第８巻には、金沢文圃閣社主田川浩之編の著作索引が収録される予定となっている。この科研助成の成果の一部としてここに採録させていただくこととした。

『満州国出版目録』および内容見本